



中国『民法典』の基本構成と編纂の背景

2020年、中国で事業を展開する皆様におかれましては、新型コロナ感染への対処と、事業再興に奮闘されておられることと存じます。こうした中、ニュース等でお聞き及びの通り、2021年1月1日に新中国成立後初となる『民法典』が施行されました。今回は『民法典』の基本構成と編纂の背景についてご紹介させていただきます。

●中国『民法典』の基本構成

『民法典』は“社会生活の百科全書”とも言われ、民事権利の宣言書であり、保障書でもあります。およそあらゆる民事行為の全てが『民法典』の中に網羅されています。当然ながら皆様の日常ビジネス展開に密接な関係があり、今回の『民法典』の施行により変わる点が多々あります。

例えば、契約書を締結する場合、「『中華人民共和国契約法』に依拠する」という記述は使用できなくなりました。今回の『民法典』の施行に伴い、1997年に制定された『中華人民共和国契約法』が廃止されたためです。

同様に、今回廃止となった法律は全部で9つあり、上述の『契約法』以外に『婚姻法』、『継承法』、『収養（日本語の養子縁組の意）法』、『物権法』、『担保法』、『権利侵害責任法』、『民法通則』、『民法総則』があります。

このように、『民法典』は日常の商業行為とは不可分であり、その意義は非常に大きいものがあります。

ご存知の通り、『民法典』施行前は、中国の「民法」分野の法律は、単独法の形で制定され、公布されていました。すなわち従来は『民法総則』など上述の廃止された法律や関連行政法規、部門規定等から構成され、それらは社会経済生活の実施に良好な規範的役割を發揮してきたと位置づけられます。これに対し、この度の『民法典』は、主に民事関連の単独法を一つの法典に編纂したことにより、より強い理論と法体系を具現化したと位置付けられます。

『民法典』は全7編あり、総則、物権、契約、人格権、婚姻家庭、継承、権利侵害責任、及び附則からなっています。

●中国『民法典』編纂の背景

今回の『民法典』整備計画が策定された当時の状況を振り返ってみると、改革開放政策(1978年)を実施して以来、経済体制は凄まじい変化を見せてきましたが、同時に体制の変革に起因するさまざまな問題も発生し、さらなる発展の阻害要因となっていました。これらの課題に対応するため、中央レベルでも一連の改革が行われてきましたが、2014年10月に開催された中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議の決議において、『民法典』の編纂方針が明確化されました。すなわち、「市場法律制度の整備を強化し、民法典を編纂し、発展計画、投資の管理、土地の管理、エネルギーと鉱産資源、農業、財政税収、金融などに関する法律法規を制定・完備し、商品と要素に関わる自由な流動、公平な取引および平等な使用を促進する」と明言されました。この決議を受けて、全人代常務委員会が2015年3月に活動報告を公表し、民法典編纂事業をスタートさせました。

まず『民法総則』の制定作業が着々と進められ、2017年3月の全人代において採択させた後、2020年に開催された全国人民代表大会において、『民法典』が第13期全国人民代表大会第3回会議において採択されるに至りました。

以上